

別表（第4条、第6条関係）

事業名	補助対象事業内容	補助事業者	補助対象経費	補助率	限度額	摘要
1 コミュニティ活動支援事業	地域コミュニティの推進を目的として、町内会が実施する事業で、次のいずれかに該当する事業 (1) 運動会等のスポーツ事業又は伝統行事等の文化的事業 (2) 町内案内板等の町内会が所有又は管理する設備の整備 (3) その他この事業の趣旨にふさわしい事業	町内会（同一の事業について2以上の町内会が合同でこれを実施する場合は、これらの町内会を代表するいずれかの町内会とする。）	補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・工事請負費 ・原材料費 ・その他市長が特に必要と認める経費	3/4 （千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	1町内会につき3万円	1 2以上の町内会が合同で本事業を実施する場合は、当該年度において当該町内会は別に単独で本事業について申請はできない。 2 本事業を2以上の町内会が合同で実施する場合の限度額は、参加町内会数に3万円を乗じて得た額とする。
2 まちづくり協議会運営助成事業	まちづくり協議会の組織運営のために行う次のいずれかに該当する事業 (1) 組織運営のための勉強会や情報提供 (2) その他組織運営につながる事業	まちづくり協議会	補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・その他市長が特に必要と認める経費	10/10 （千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	5万円	

<p>3 協働のまちづくり助成事業</p>	<p>まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業 (1) 地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業 (2) 市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業 (3) その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業</p>	<p>まちづくり協議会</p>	<p>補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・報償費・謝金 ・賃金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・工事請負費 ・原材料費 ・その他市長が特に必要と認める経費</p>	<p>4/5 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p>40万円</p>	<p>同一年度内に本事業と協働のまちづくり特別支援事業を重ねて受けることはできない。</p>
<p>4 協働のまちづくり特別支援事業</p>	<p>まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業 (1) 地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業 (2) 市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業 (3) その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業</p>	<p>まちづくり協議会</p>	<p>補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・報償費・謝金 ・賃金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・工事請負費 ・原材料費 ・その他市長が特に必要と認める経費</p>	<p>10/10 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p>80万円</p>	<p>1 同一年度内に本事業と協働のまちづくり助成事業を重ねて受けることはできない。 2 本事業は、嘱託職員に替えて事業費支援を選択したまちづくり協議会を対象とする。</p>

<p>5 協働による 芝生化推進 事業</p>	<p>まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に地域コミュニティ計画に基づき実施する芝生化の事業</p>	<p>まちづくり協議会</p>	<p>補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・消耗品費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・工事請負費 ・原材料費 ・その他市長が特に必要と認める経費</p>	<p>10/10 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p>40万円</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本事業は、1施工箇所につき初年度の1回を限度として交付する。</li> <li>2 協議会による芝生の施工管理について地域コミュニティ計画に定められ、当該計画に基づき実施される事業について対象とする。</li> <li>3 芝生化する施設については、市有地の施設とする。ただし、施工予定施設の所有者から芝生化の許可を受けている場合については、この限りでない。</li> <li>4 事業完了時には、作業状況、利用状況等の経過を適時(おおむね1か月おき)写真により記録したものを提出すること。</li> </ol>
-------------------------------------	---	-----------------	---	--	-------------	---